決定要旨

被 審 人(登録事務所の住所)英領バージン諸島(名称)エボリューション・トレーディング・エルティディ(Evolution Trading Ltd)

上記被審人に対する令和3年度(判)第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同髙津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金276万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年2月13日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年12月12日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、英領バージン諸島法に基づき設立された法人であり、海外の証券会社 Aとの間で、日本株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券CFD取引 を行い、同取引の注文を受けた証券会社Aにおいて、証券会社グループBを介して、 証券CFD取引に係る注文と同内容の日本株式の売買の注文を即時に東京都中央 区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」と いう。)等に発注していたものであるが、被審人の役員Cにおいて、同社の業務と して、東京証券取引所市場第一部(同取引所による市場区分見直しにより令和4年 4月4日付けでプライム市場へ移行)に上場されていたヤマハ株式会社の株式につ き、その売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、平成30年4月17 日午後1時26分7秒頃から同月20日午前9時19分44秒頃までの間、合計4 取引日にわたり、東京証券取引所等において、証券会社Aに対して同株式を原資産 とする証券CFD取引の申込みを行い、前記発注形態を通じて、最良気配又はそれ に劣後する価格に約定させる意思のない注文を出して、同株式の価格を引き上げ、 又は引き下げた上で、自己に有利な価格で証券CFD取引を約定させるなどの方法 により、同株式合計347,300株の買い注文に係る証券CFD取引の申込みを行うと ともに、同株式合計 222,500 株の売り注文に係る証券CFD取引を行う一方、同株 式合計 305,300 株の売り注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株 式合計 222,700 株の買い注文に係る証券CFD取引を行い、もって、自己の計算に おいて、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東京証券取引所市場第一部 における同株式の相場を変動させるべき一連の店頭デリバティブ取引及びその申 込みをしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第2項、第3項、第7項、第159条第2項第1号、 第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の10第6号、第33条の11 第6号、第33条の12第2号、第33条の14第1項第5号、第2項第5号、第 3項第3号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき、各違反行為期間における売付け等(注1)の価額及び買付け等(注2)の価額の詳細については、別表2のとおりであるところ、(注1、2)金融商品取引法施行令第33条の14第3項第3号により、反対売買をしたものとみなされる場合を含む。

(1) 平成30年4月17日の違反行為期間について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、35,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 35,200 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(35,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:170,863,310円)

- (有価証券の買付け等の価額:170,597,620円)

=265,690 円

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、260,000円となる。
- (2) 平成30年4月18日の違反行為期間について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、当該違反行為に係る売付け等の数量 71,100 株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第2号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(4,905.0円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に金融商品取引法施行令第33条の10第6号に掲げる取引をしている有価証券の数量100株を加えた71,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も71,200株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(71,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:349,288,770円)

- (有価証券の買付け等の価額:348,666,770円)

=622,000 円

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、620,000円となる。
- (3) 平成30年4月19日の違反行為期間について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、73,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 73,100 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(73,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算に

よる当該有価証券の買付け等の価額を控除した額 (有価証券の売付け等の価額:356,956,910円)

- (有価証券の買付け等の価額:356,109,440円)

=847,470 円

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、840,000円となる。
- (4) 平成30年4月20日の違反行為期間について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、当該違反行為に係る売付け等の数量 43,100 株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第2号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(4,865.0円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に金融商品取引法施行令第33条の10第6号に掲げる取引をしている有価証券の数量100株を加えた43,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も43,200株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(43,200 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:211,310,010円)

- (有価証券の買付け等の価額:210,269,030円)
- $=1,040,980 \ \square$
- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,040,000円となる。
- (5) 課徴金の額(合計額)

上記(1)ないし(4)により算定した額の合計 (260,000円+620,000円+840,000円+1,040,000円) である、2,760,000円が課徴金の額となる。

(※別表2の添付を省略する。)

(別表1)

原資産の銘柄:ヤマハ株式会社

(単位:株)

違反行為期間			店頭デリバティブ取引 の申込み(注1)		店頭デリバティブ取引 の売買(注2)	
(始期)		(終期)	売り	買い	売り	買い
平成30年4月17日午後1時26分7秒頃	~	同時34分21秒頃	49,400	41,800	35,200	35,200
平成30年4月18日午前10時24分55秒頃	~	同時58分24秒頃	112,400	97,300	71,100	71,200
平成30年4月19日午前9時5分27秒頃	~	同時24分43秒頃	106,100	151,800	73,100	73,100
平成30年4月20日午前9時9分8秒頃	~	同時19分44秒頃	37,400	56,400	43,100	43,200
合計			305,300	347,300	222,500	222,700

⁽注1)発注したが取り消した株数。

⁽注2)売買が成立した株数。